

田舎館村障害者活躍推進計画

機関名	田舎館村（村長部局）
任命権者	田舎館村長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
田舎館村（村長部局）における障害者雇用に関する課題	<p>田舎館村における令和6年6月1日現在の障害者の雇用率は3.19%であり、法定雇用率を満たしている。</p> <p>しかし、在職している障害者に離職者が生じた場合や、定員管理計画に基づく職員の増員等により、法定雇用率を下回る可能性があるため、今後も障害者雇用の推進に積極的に取り組んでいく必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>障害者である職員の実雇用率について、各年度において当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。</p>
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
③ワーク・エンゲージメントに関する目標	在職している障害者（新採用者を除く）に対し、アンケート調査を実施し、実態把握・進捗管理を行うものとする。
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 障害者である職員の相談窓口を設定する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○ 年次有給休暇や特別休暇などの各種休暇の利用を促進する。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。